

定期監査報告書

1 監査の対象課

全課

2 監査の実施日

令和8年1月8日（木）から1月20日（火）まで

3 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、また最少の経費で最大の効果を上げるよう、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、基山町監査基準（令和2年3月26日施行）及び令和7年度基山町監査計画に基づき、令和7年度定期監査を実施した。

なお、監査に当たっては町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

4 監査の対象

（1）工事請負契約

抽出した工事請負契約について、担当課から提出された関係書類に基づき、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかの確認及び内容の検討を行うとともに関係職員に説明を求め次の事項等を監査した。

- ① 起工伺の手続は適正に行われているか
- ② 契約の方法は法令及び基山町契約規則に適合しているか
- ③ 入札保証金、契約保証金は適正に納入されているか
- ④ 完成検査は適正に行われているか
- ⑤ 検査確認結果報告書は適正に作成されているか
- ⑥ 請求・支払は適正に行われているか
- ⑦ 契約変更に伴う措置は適正に行われているか

（2）委託業務

抽出した12件の委託業務について、次の事項等について監査した。

- ① 起案文書・契約書等で、委託の目的、必要性が適正に記載されているか

- ② 契約の方法は適正になされているか（特に随意契約について）
- ③ 見積書の徴収は適正か
- ④ 委託内容の履行確認が確實にされているか
- ⑤ 請求・支払で問題はなかったか
- ⑥ 契約方法・契約内容・委託金額で改善できる点はないか

（3）補助金等の交付状況

抽出した11件の補助金等の交付について、次の事項を監査した。

- ① 補助金等の交付申請が、交付規則・交付要綱に従って適切に行われているか
- ② 補助事業等実績報告書で、決算収支の状況・期待された成果の実績をどう検証・評価したか。また、その成果は確認できたか
- ③ 補助金が、既得権化している団体に対する交付金額については、その金額の妥当性等を確認しているか
- ④ 補助金等の交付金額の算出根拠が不適正であるものはないか
- ⑤ 長期間継続している事業については、現状に即した見直しがされたか。また、交付期間の終期設定は考えられないか

（4）収入未済額の状況

税務課・こども課・定住促進課・建設課・教育学習課の収入未済について、次の事項等の監査を行った。

- ① 令和7年度の回収状況はどうだったか
- ② 令和7年度に実施した収入未済の発生防止策及び今後の計画は
- ③ 令和6・7年度の差し押さえの状況はどうだったか
- ④ 長期未収分に対して、延滞金の徴収の現状と今後の対応をどう考えているか

5 監査の結果

令和7年度は、工事請負契約等の4項目について監査を行ったが、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が予算や法令等に則り概ね適正に執り行われていると認められた。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

6 監査結果の意見

令和7年度の定期監査結果や課題等を踏まえ、「最小の経費で最大の効果を上げるように」ということを主眼とした意見を述べることとする。

(1) 工事請負契約の執行状況

抽出した5件の工事請負契約について書面調査及び聞き取り調査を行った限りにおいては、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認めた。

- ① 工事は適正な起工伺の手続きを経て行われていた。
- ② 契約の方法は、法令及び基山町契約規則に適合していた。
(地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約によることができる金額に該当する工事はなかった)
- ③ 契約の変更があったが、その措置は適正に行われていた。また、恣意的に契約が分割されていた物件はなかった。
- ④ 予定価格の算出及び見積書の提出で問題はなかった。
- ⑤ 入札保証金・契約保証金は条件どおり適正に納入されていた。
- ⑥ 請求・支払は適正に行われていた。

(2) 委託業務

① 委託料の5年間の推移

(単位：百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
952	961	999	1,051	1,113

委託料が毎年大幅に増加している。令和6年度は前年より62百万円(5.9%)増加している。

- ② 100万円以上の委託料契約で随意契約によることができる特例の根拠法令が起案(伺)書で明記されていなかったものがあった。起案(伺)書に根拠法令を明記し、上司の承認を受けることを徹底されたい。

- ③ 見積書の徴収についての問題点はなかった。
- ④ 請求・支払は適正に行われていた。
- ⑤ 委託料の見直しにより効果が上がった実例の報告を求めたが、「植栽管理業務で、造園業者へ委託していた業務を協働推進として町民活動団体へ業務委託したことによりコスト削減することができた」という事例の報告があった。

(住民と行政が連携することで、人件費や委託費・維持管理費を削減できたという改善事例)

地方自治体が住民と共同（協働）して行うコスト削減は、行政の負担軽減、住民の主体的なまちづくり参画、そして地域課題の解決を同時に実現する手法として、今後も大いに推進したい政策と考える。

（3）補助金等の交付状況

- ① 公益的な観点から、下記の推移で補助金等を交付している。

(単位：百万円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
424	378	423	292	296

この交付は、本町の施策推進のために重要な役割を担っており、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

- ② 町内の各地域において深刻化する喫緊の課題に対して、豊かな経験や発想等を持つ高齢者が地域活性化に取り組んでいる特定非営利活動法人きやまSGKの活動への補助金の支援は、補助金の交付の見本と考えられる。
- ③ 次回の補助金の交付にあたっては、次の点に留意して適切な交付を実施されたい。
 - ア 補助金は特定な政策目的を達成するための公金であると考える。
原則として、一時的な支援に留め、事業者自らの力で事業が持続できる（自律的な経営）ようになることを目指してほしい。
(漠然とした長期の交付や定額の交付は特定の事業者への偏った支援になりかねない)
 - イ 町の活性化につながる新規の創業支援には、引き続き、積極的支援を図るべきと考える。
 - ウ 各事業の事業結果報告書で効果の確認を行い、更に効果を上げるべくP・D・C・Aサイクルに則った不断の見直しを図られたい。
- ④ 基山町補助金等検討委員会の提言書（令和2年10月）は補助金制度の

改善に大きな効果があったと考える。社会状況も大きく変わってきているので、次年度は再度、検討委員会を設けることを計画されたい。

(4) 収入未済額の状況

① 令和3年度以前分の収入未済額（令和7年10月末現在）

(単位：千円)

町民税	7,736	保育料	251
固定資産税	2,733	町営住宅使用料	1,966
軽自動車税	346	下水道使用料	417
国民健康保険税	10,627	下水道受益者負担金	0
育英資金貸付金	2,964	合 計	27,040

令和3年度以前の収入未済額は、前年より2,844千円増加し27,040千円になっている

(収入未済については、期限内に使用料等を納付している者との間で、負担の公平性を欠くおそれがあるとともに、本来確保されるべき町の収入が確保されていない点において、財務規律の観点からも課題がある)

② 令和7年度は佐賀県税事務所へ職員を派遣し、回収の効果をあげている。

(その回収のノウハウを税務課以外にも水平展開し、徴収率の向上に努められたい)

③ 不能欠損処理をする場合は、その法的根拠に則り適法に処理すること。

④ 滞納金額に対しての延滞金は、町税・国民健康保険税については徴収されているが、それ以外の滞納分については恒常的に徴収されていない状況にある。

徴収しない場合は、その法的根拠を明確にしておく必要があると考える。

延滞金の徴収については、条例・規則等の取扱い等について早急に整理を行い、適正かつ公平な事務執行に努められたい。

以上